

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構システム整備積立資産規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）定款第4条及び第5条に定める目的，事業に基づき実施する共用試験を円滑に運用するため，機構の大規模システム開発やシステム環境の老朽化に対応し，ハードウェアの更新，基盤ソフトウェア修正等のシステム再構築に充てる資金の積立を行い，その管理，運営等に関する事項を定める。

(積立資産の種類)

第2条 積立資産の種類は，システム整備積立資産とする。

(積立資産額)

第3条 積立資産に積み立てる額は，予算に定める額とする。

(利息等の処理)

第4条 積立資産から生ずる利息等は，積立資産に繰り入れる。

(管理)

第5条 積立資産の管理は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により，安全に保管する。

(処分)

第6条 積立資産は，第1条に定める目的により取り崩すものとするが，これらの目的以外の理由で取り崩す場合は，理事会の決議を経て行うものとする。

(報告)

第7条 理事長は，積立資産の運用状況を理事会及び総会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は，理事会の決議を経て行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は，理事会の決議を経て理事長が別に定める

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。